

2019年10月1日

お客さま各位

後見支援預金の取扱開始について

2019年10月1日（火）より、当金庫では「後見支援預金」の取り扱いを開始します。

後見支援預金は、後見制度を利用されるご本人さま（被後見人さま）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座です。この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設ならびにお支払い、ご入金、解約など口座についてのすべてのお取引を行うことはできません。家庭裁判所の関与があることより、被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理ができます。

口座開設にあたりましては、後見人さまが必要書類をご持参のうえお取引店までご来店いただきますようお願いいたします。

以 上